

建設工事における情報共有システムの試行要領の改定について

令和4年11月
茨城県企業局

現在、企業局では、建設現場における生産性の向上を推進するための取り組みの一環として、茨城県企業局が発注する建設工事において、情報共有システムを試行導入しているところです。

令和4年11月1日付で、情報共有システムの推奨事業者を指定いたしましたので、試行要領の改定を行います。

1 改定点

- 茨城県企業局発注工事において使用する情報共有システムの推奨事業者を下記のとおりとした。(土木部の推奨事業者と同事業者)
 - ・推奨事業者：株式会社 現場サポート（鹿児島県鹿児島市武1-35-4）
 - ・推奨期間：令和4年11月1日～令和7年3月31日
- ※ただし、国土交通省の「情報共有システム提供者における機能要件」を満たすシステムであれば、推奨事業者以外が提供する情報共有システムの使用を妨げるものではない
- 別紙1（情報共有システム対象書類一覧表）を修正

2 対象工事(変更なし)

- 企業局発注工事（営繕工事を除く）のうち、発注者の指定する工事
- ただし、受注者が希望する場合には、受発注者協議により試行対象工事とすることができる。
- 運用開始時点で公告済み・契約済みの工事についても対象工事とすることができる。

3 積算上の取扱い

情報共有システム利用に係る経費（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

4 適用日

令和4年11月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用。